○農林水産省令第九号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第二条第一項、第四条第一項から第三項まで、第八条第一項第四号、第九条第一項及び第三項、第十一条第二項、第十三条第一項、第十四条第一項（同法第十七条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項及び第三項（これらの規定を同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）並びに第二十二条並びに附則第二条第一項及び第二項並びに農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第二十二号）第一条第四号並びに第三条第一項第二号、第四号及び第五号（これらの規定を同令第四条において準用する場合を含む。）並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年六月七日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（以下「法」という。）及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（農業用ため池の要件）

第二条　法第二条第一項の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。

一　堤体及び取水設備により構成される施設であること。

二　基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上の施設にあっては、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

イ　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四十四条第一項に規定するダム（同法第八十七条の規定により同法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなされるものを除く。）

ロ　貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づき設置された施設であって、その所有者又は管理者が当該施設の管理に関し土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十七条の二第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは第九十三条の二第一項の管理規程又は独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十六条第一項の施設管理規程を定めているもの

（農業用ため池の届出）

第三条　法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付してするものとする。

一　農業用ため池の所有者等が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し

二　農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

三　その他参考となるべき書類

（農業用ため池の届出書の記載事項）

第四条　法第四条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農業用ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量

二　農業用ため池に管理者がある場合には、その権原の種類及び内容

（変更等の届出）

第五条　法第四条第二項前段の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。

一　当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地

二　変更の内容及び理由

三　変更の年月日

2　法第四条第二項後段の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。

一　当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地

二　廃止の理由

三　廃止の年月日

3　前二項の届出については、第三条の規定を準用する。ただし、添付すべき書類が既に都道府県知事に提出されている当該書類と同一の内容であるときは、その旨を記載して添付を省略することができる。

（データベースの公表事項）

第六条　法第四条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　農業用ため池の所有者等の名称（当該所有者等が自然人であるときは、その旨）

二　第四条第一号に掲げる事項

三　法第四条第一項の規定による届出の年月日（当該届出がされていないときは、その旨）

四　法第七条第一項の規定による指定を受けているときは、当該指定の年月日

（特定農業用ため池の指定の要件）

第七条　令第一条第四号の農林水産省令で定める要件は、同条第一号から第三号までに掲げる要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業用ため池の管理を行う者を確知することができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれが大きいと認められることとする。

（制限行為で許可を要しない行為）

第八条　法第八条第一項第四号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該特定農業用ため池の管理に係る行為

二　土質試験その他の特定農業用ため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削

三　河川法第八条に規定する河川工事の施行として行う行為

四　国又は都道府県が砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事の施行として行う行為

五　国又は都道府県が森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業の施行として行う行為

六　国又は都道府県が地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為

七　都道府県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為

（届出を要しない防災工事）

第九条　法第九条第一項の農林水産省令で定める防災工事は、非常災害のため必要な応急措置として行う防災工事とする。

（防災工事に関する計画の届出）

第十条　法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した計画書を提出してするものとする。

一　当該届出に係る特定農業用ため池の名称及び所在地

二　防災工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

三　防災工事の種類及び内容

四　防災工事の施行の方法